

令和5年度における中国地区の下請法の運用状況等について

令和6年6月20日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者4,353名（製造委託等^{（注1）}3,032名、役務委託等^{（注2）}1,321名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者15,510名（製造委託等10,076名、役務委託等5,434名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
	全 国	中 国	全 国	中 国
令和5年度	80,000	4,353	330,000	15,510
製造委託等	46,900	3,032	199,138	10,076
役務委託等	33,100	1,321	130,862	5,434
令和4年度	70,000	3,624	300,000	14,104
製造委託等	37,993	2,273	176,799	9,179
役務委託等	32,007	1,351	123,201	4,925
令和3年度	65,000	3,190	300,000	13,100
製造委託等	37,280	2,089	169,318	8,352
役務委託等	27,720	1,101	130,682	4,748

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は462件（製造委託等323件、役務委託等139件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが461件（製造委託等323件、役務委託等138件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（役務提供委託1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は466件（製造委託等325件、役務委託等141

件）であり、全件について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数 ^(注)				処 理 件 数				
		措 置			計				不問	計
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求		勧告	指導	小計		
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	中国	461	1	0	462	0	466	466	0	466
	製造委託等	全国	5,244	62	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		中国	323	0	323	0	325	325	0	325
	役務委託等	全国	2,876	50	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		中国	138	1	139	0	141	141	0	141
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	中国	483	3	0	486	0	484	484	3	487
	製造委託等	全国	5,063	44	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		中国	338	3	341	0	339	339	2	341
	役務委託等	全国	3,125	35	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		中国	145	0	145	0	145	145	1	146
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	中国	489	5	0	494	0	488	488	2	490
	製造委託等	全国	5,384	61	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		中国	320	4	324	0	320	320	2	322
	役務委託等	全国	2,985	33	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		中国	169	1	170	0	168	168	0	168

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

- ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で 741 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 535 件、役務委託等に係るものが 206 件となっている。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は 385 件（類型別件数の合計の 52.0%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが 274 件、役務委託等に係るものが 111 件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は 356 件（類型別件数の合計の 48.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 219 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 61.5%）、②下請代金の減額が 64 件（同 18.0%）、③買い

たたきが42件（同11.8%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は261件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が151件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の57.9%）、②下請代金の減額が54件（同20.7%）、③買ったたたきが27件（同10.3%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は95件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が68件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の71.6%）、②買ったたたきが15件（同15.8%）、③下請代金の減額が10件（同10.5%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反				実 体 規 定 違 反												合計
		書面交 付義務	書類保 存義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	害因困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計	
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463
	中国	348	37	0	385	3	219	64	1	42	0	1	16	6	4	0	356	741
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
	中国	250	24	0	274	3	151	54	1	27	0	1	15	6	3	0	261	535
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
	中国	98	13	0	111	0	68	10	0	15	0	0	1	0	1	0	95	206
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	中国	375	49	0	424	2	229	96	3	47	0	2	18	9	0	0	406	830
製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	中国	271	35	0	306	2	157	66	3	31	0	2	18	8	0	0	287	593
役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	中国	104	14	0	118	0	72	30	0	16	0	0	0	1	0	0	119	237
令和3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	中国	349	50	0	399	2	267	71	0	47	2	4	22	16	7	0	438	837
製造委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	中国	241	28	0	269	2	157	51	0	28	2	4	22	12	6	0	284	553
役務委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	中国	108	22	0	130	0	110	20	0	19	0	0	0	4	1	0	154	284

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請代金の支払遅延事件において、親事業者1名から、下請事業者7名に対し、94万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) (注)
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	中国	1名	7名	94万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	中国	2名	61名	11万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	中国	3名	11名	77万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

(4) 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月20日、下請法違反行為の再発防止が不十分と認められる事業者に対し下請法に基づく指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていることとしている。

令和5年度においては、中国支所では親事業者1名に対し、指導を行う際に取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めた。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和5年度においては、中国支所では、一部の開催地で中国経済産業局と共同して、6回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和5年度においては、中国支所では570件の相談に対応した。

(2) オンライン相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者等からの求めに応じ、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行う「オンライン相談会」を実施している。

令和5年度においては、中国支所では1回実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における中国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は14名である。

令和5年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和5年度においては、中国支所では事業者団体等へ13回の出講を実施した。

令和5年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① 自動車用部品等の製造を下請事業者へ委託しているA社は、自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
- ② 工作機械用部品等の製造を下請事業者へ委託しているB社は、毎月末日納品締切、翌々月末日支払の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 工作機械用部品等の製造を下請事業者へ委託しているC社は、電子記録債権による支払を行っているところ、電子記録債権の発生記録請求を行った際に金融機関に支払う手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② 工作機械用部品等の製造を下請事業者へ委託しているD社は、想定より発注数量が多くなった場合に、「値引等」と称して、一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）

- ① 食品等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、原材料価格等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- ② リサイクル機械等の製造及び修理を下請事業者へ委託しているF社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- ③ 運送業務を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者が、労務費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
- ④ 運送業務を下請事業者へ委託しているH社は、合理的な理由がないにもかかわらず、下請事業者を差別的に取り扱い、一部の下請事業者に対し、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めていた。

4 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- 自動車用部品等の製造を下請事業者へ委託しているI社は、自社が所有する自動車用部品の金型を下請事業者へ貸与しているところ、当該金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者へ当該金型を無償で保管させていた。